

日中戦争期横浜正金銀行の対外業務 (4)

菊池道男

〈目次〉 序 ——問題の所在

第I章 日中戦争期経済と対外貿易

- 1 日中戦争期と戦時財政
- 2 戦時統制経済と対外貿易 (以上、第34巻第1号)

第II章 貿易・為替統制と横浜正金銀行の対外業務

- 1 国際金融市場と金相場、銀相場
- 2 貿易・為替統制と横浜正金銀行の対外業務 (以上、第34巻第1号)

第III章 「大東亜共栄圏」の形成と横浜正金銀行の対外業務

- 1 「大東亜共栄圏」の形成と経済開発 (以上、本号)
- 2 「満州国」通貨・金融と横浜正金銀行の対外業務
- 3 中国本部における通貨戦と横浜正金銀行の対外業務
- 1) 華北「占領地」通貨戦と横浜正金銀行の対外業務 (以上、本号)
- 2) 華中南「占領地」通貨工作と横浜正金銀行の対外業務
- 4 南方諸地域通貨・金融と横浜正金銀行の対外業務

結語

2 「満州国」貨幣・金融と横浜正金銀行の対外業務

以上のように日本軍の中国大陸侵攻と占領政策の展開にともなって日本は、軍需品の現地調達を基本とし既存物資流通機構再編・整備、日満華の金融的一体化、産業開発資金及び食糧調達を目指し、満州・華北・華中南、南方諸地域にそれぞれ円系通貨を流通させ、その拡大をはかることとしたのである。

まず、植民地・占領地の状況と通貨・金融事情をみると、満州事変を皮切りに日中戦局は、植民地・占領地へと次から次に拡大された。植民地・満州国はすでに幣制統一に成功し、金融統制の確立を成し遂げ、産業開発へ資金を向けることになったが、占領地に対して、日本は占領と同時に、占領地支配を継続するために、権力機構の整備とともに、経済の支配、さらに「大東亜金融圏」の形成を目指す強力な通貨・金融政策を実施することとした。この場合、日本軍は、まず武力制圧について行政機構と徴税機構を整備し、その一方で既存物資流通機構の排除と同時に新たな機構づくり及び占領地中枢金融機関を閉鎖・奪取し、占領地における法幣の流通を禁止し、軍票を発行して軍需品の現地調達などに使用し、37年11月以降には華北、華中南の各占領地域毎に傀儡政府を通して、それぞれの占領地に中央銀行を設立し、これに本国の資産をもって、円に連結する通貨（中央銀行券）による幣制統一を実施する。さらに加えて散布された軍票及び法幣を回収して日本経済圏に取り込み、新通貨を唯一の強制通用力をもつ法定通貨（円系通貨）にし、占領地域を円系通貨・金融圏の一環に包摂する一方、他方で資本輸出を行って時局経済開発に沿った産業政策を展開することにしたのである¹⁷¹⁾。

かくして、日本の大陸侵攻に際しては満中銀券、蒙疆銀券、中国聯合準備銀行券及び華中・華南作戦地区における軍用手票が円系通貨として流通せしめられたが、日本政府は、はじめこれら各円系通貨が日本円と等価の関係を保持し、各地域間の送金等の為替が内国為替と同様になり、したがって対第三国通貨価値が日本円の第三国通貨に対する比率と同一となり、圏内の収支が日本のそ

れと一体化する方針であった。すなわち圏内を円系通貨で統一することを通貨政策の目標とし、それによって日満華の一体化を現実しようとした。だが、日中戦争の進展とともに、日本は、第三国との貿易関係を断たれた体制のもとに軍事侵略を推進せざるをえなくなり、その収奪の区域を拡張し、支配するための経済ブロックを採らざるを得なくなった。38年後半以降中国本部では、過渡的な経済復旧工作から次第に資源獲得工作へと方針の転換をはかり、いわゆる円ブロックを形成し、経済ブロックを結合する役割を果たした。つまり、円系通貨が実質上円軍票であり、日本軍の軍事作戦にともなう軍費の決済がこれらの通貨発行を増幅されることになった。すでにみたように日本は、軍需品の現地調達を採っていたので、最初は円貨（日本円）を直接流通させるか、あるいは軍票を使用していたが、これが容易にならないと、傀儡政権のもとに設立された中央銀行券を借り受け流通させる策略をとったのである¹⁷²⁾。

そうして、39年半ば以降東アジアにおける英米の対日政策の変化さらには欧州大戦の勃発という世界情勢の変化のなかで、日本は、占領地（華北、華中南）で既存物資流通機構の掌握と日本側（三井、三菱など）の国策投資会社を通じて新に物資流通機構の創出に全力を尽くしたが、その成果としては既存の物資流通機構を排除させたに止まった。つまり、日本は、不十分な金融力及び物資供給能力のもと、既存の物資流通界（機構）で流通する法幣を駆逐することができず、反対に法幣に駆逐され、結局、物資流通機構再編にはいたらなかった。事実、華北、華中南での既存の物資流通機構再編の不発及び法幣追放に失敗し、その結果日本側の物資調達・確保を困難にし、さらに加えて解放区側の巧妙な通貨政策が、日本の対法幣駆逐政策に大きな痛手を与えていくことになったのである¹⁷³⁾。

こうした状況を受けて、各円系通貨は日本円と順次に不等価となり、同時に第三国通貨に対する価値も日本円のそれとことごとく乖離していった。これらの円系通貨が、現地で軍需物資調達のために支払われるということは、必然的にインフレを惹起することになり、それは、隠くされた収奪の形に他ならなかった。その結果、これ

171) 大蔵省昭和財政史編集室編、上掲書、444-445ページ。

172) 楳西光速他、上掲書、1038-1039ページ。

173) 小林英夫、上掲・『増補版「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』362-363ページ。

ら通貨と日本円との購買力（価値）には、いうまでもなく大きな価格差が表れることになった。しかし、もしこれらの円系通貨と日本円の等価交換を自在にしておくことになれば、膨大な円系通貨が直ちに内地へ流入し、あげくのはて内地のインフレを激化させることになるから、政府は円系通貨の内地向け送金を厳しく制限することを余儀なくされたのである。

それで、40年代に入ると日本は、自ら既存の物資流通機構を利用せざるを得ない状況を迎える。すなわち、日本からの物資供給に保証のない通貨の乱発とインフレの進行は、法幣との通貨戦（「物資争奪戦」）でも敗れ、対日供給物資の収集機能を弱体化させることになった。ともかく、円ブロックの各銀行によって裏付けなしに発行される円系通貨の流通高は年毎に増大し、これにともなうインフレを阻み止めることが、戦争を推しすすめる上でも切実で重大な問題となった¹⁷⁴⁾。この間の円系通貨発行高は、通貨の急膨張、物価の暴騰、インフレの進行をもたらし、要するに「大東亜共栄圏」（支配収奪）の激しさを即座に表わすものであった（第8表）。これを受け、アメリカは、40年9月26日に対日経済制裁の方針を定め、つづいて10月16日、対日禁輸措置の実行を明らかにした。これに対して、日本は、円貨決済の拡大をすすめることにし、12月24日に日蘭印支払協定（双務的清算協定）を締結し、その上に翌年5月6日、日仏印金融協定締結（円

貨による多角的決済機構を確立）したのである。

さらにまた、3月に米英諸国の対日資産凍結実施が懸念されるなかで、植民地・占領地における傀儡政権下の中聯銀、中満銀、蒙銀、華興商銀、中儲備銀など、円ブロックの中央銀行が、その保有外貨（米ドル・英ポンド）を正金銀行に売却し、その対価としての円貨を特別円預金として正金銀行東京支店に保管することにした。この場合、正金銀行はこの特別円預金を、その入金においては外貨をもってする一方、他方、その払い出しは外貨及び円貨をもってすることを原則とした¹⁷⁵⁾。この特別円制度は、日本の国際金融取引においてこの上なく重要な役割を果たした特殊制度であり、特別円は、日本以外の諸国（「東亜共栄圏」または枢軸国間）との為替決済に充てられ、一定の外貨交換性を保証された「計算上の通貨」であった。しかし、植民地及び占領地において特別円（金・外貨との交換性保証）は、その交換性が剥奪され、結果として外貨交換性はだんだんに形骸化するにいたった。結局、戦争遂行のための強・権力のもと対外支払の制度及び現地通貨の調達手段に限定されたが、日本は、戦争遂行に必要な輸入物資代金を、この特別円で決済し（金・国際通貨によらずに）、さらに占領地における物資やサービスをこれでやり繰りした。それゆえ、特別円勘定相互振替による地域間の多角的決済も実際にはあまり行われず、特別勘定は、同勘定保有国と日本との間で支払勘

第8表 中国における円系通貨一覧

	発行権所在	設立年月日	流通地域	発行額 (1941年末・百万元)	対価
満銀券	満洲国政府	1932年7月1日	満洲国	1,262	円と等価
蒙銀券	蒙古聯合自治政府	1937年12月1日	綏遠、山西北部チャハル南部	114	円と等価
聯銀券	華北政務委員会	1938年3月10日	河北、山東、山西、河南北部、江蘇北部	964	円と等価
儲備券	南京国民政府	1941年1月6日	中支	222	100元に付日本円18円
軍票	在占領地域日本陸軍	1937年11月以降	中南支、上海、南京、漢口、広東、油頭	163	対円等価、対儲備券100元に付18円

(注) 日本銀行調査局編「戦時金融統制の展開」日本銀行調査局編『日本金融史資料 昭和編 第二十七巻』大蔵省印刷局、昭和45年、459ページ。

174) 小林英夫、上掲・『増補版「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』364-366ページ。

175) 大蔵省昭和財政史編集室編、上掲書、448-453ページ。山本有造「大東亜金融圏論」京都大学人文科学研究所『人文学報』第79号、1997年3月、14ページ。

定として機能したに止まった。かくして、この特別円制度は、当初対英米経済断交を想定し、外国為替の集中・管理の強化として設定されたものであったが、同時に「大東亜金融圏」構想の一環として、アジア経済圏から外貨（米ドル・英ポンド）を駆逐し、特別円をアジアの決済通貨とし、同時に東京を決済市場とする思惑が潜むものであった¹⁷⁶⁾。

その上に、大蔵省は、41年7月22日「対支外国為替取引に関する件」（通牒）を出し、特別円為替制度の創設、正金銀行の専管（取引）、損益の政府帰属などの方針を示したが、これによって、従来の軍票為替（「軍票を対価とする邦貨為替」）に対して、新たに特別円為替（「法幣を対価とする邦貨為替」）が登場し、円の対米相場と法幣の対米相場から裁定される特別円の相場が表れることになった。かくして円貨による多角的決済がすすめられるなか、正金銀行は、「大東亜共栄圏」内の決済機構の運営機関としての役割をもつ担うものとなった。いずれにせよ、特別円は、外貨交換性を有する円をもって開始されたが、この間の対日資産凍結と経済断交の結果、正金銀行は、円ブロック圏各銀行（満中銀、蒙銀、中聯銀、華興商銀、中儲備銀）のためにロンドン、ニューヨーク両支店で保管の外貨資金を、急遽、特別円預金として東京支店に保管することにした。しかしこの5行の預金（約8,259万円）は、ついに外貨交換性を失い、正金銀行に積立てられた普通円預金に他ならなくなったのである¹⁷⁷⁾。

ところで、この日中戦争の間、円ブロック圏における通貨・金融事情さらに各地域中央銀行銀行及び正金銀行の業務活動はどのような状況にあったであろうか。

まず満州国においては、すでに満州中央銀行による金融統制の確立し、同銀行券による幣制統一がほぼ完成し、産業開発資金の現地調達、外貨資金の満州中央銀行への集中管理などが促進されることとなり、正金銀行は、これに対応して外貨資金の運用・管理、日円資金の調達・管理、特別円制度の運用・決済などの業務を果たすこと

となったのである。

そのころ関東軍は、日本の満州における治外法権の一部撤廃及び為替管理の強化にともなって、満州附属地に満州国の貨幣法が施行され、35年3月、金票、鈔票を除外した各種紙幣の回収を終了させた（既存物資流通機構再編・整備）。しかし日本資本導入による満州産業開発の推進という新たな課題が登場し、満州国は、36年12月3日に満州興業銀行の設立と同時に、「満州産業開発五ヵ年計画」資金部門に関する諸前提条件を構築し、日本資本の対満投資の諸条件を整備した¹⁷⁸⁾。ここに満中銀券は国幣として強制通用力を認められ、また37年2月には貨幣制度及び日満為替関係など満州中央銀行の金融行政権の一元化、さらには国幣価値の安定が一層促進されることになったのである。

そして、日中戦争の勃発後の37年12月、満州国は治外法権の全面撤廃、旧附属地金融行政権の譲渡をうけて、満州中央銀行による金票の回収、満中銀券による幣制統一が完了し、同時に満州国の金融統制が整備され、さらに本格的な産業開発への資金が振り向けられることになった。これ以降産業開発資金の現地調達は、増加傾向にあったものの、その大部分は満州興業銀行及び満州中央銀行の現地企業に対する貸付けの増加によるものであった。かくして産業開発計画は、満州国の存立に関わる肝要な方針であり、緊急を要する策略であった。それで、同年12月の満業の設立は、日本資本の投資を満鉄から満業ルートに切り換える転機となったが、この産業開発資金ルートの変更は、「臨時資金統制法」の公布（9月）によって実施に移され、「満州産業開発四ヵ年計画」部門への投資に現れたように、これ以降満州国金融政策の展開に重要な意義をもつこととなった¹⁷⁹⁾。なおこの間、対外為替においては、同年1月27日に満州国は為替管理法（1月26日公布）に基づく財政部会を通して、国内での日本の見越輸入の支払い及び国外での不法なる円売の防止に努めたが、当てにした結果が得られず、日中戦争勃発後の9月に輸出入等臨時措置法を施行し、つづいて

176) 島崎久彌、上掲『円の侵略史』409ページ。大蔵省百年史編集室編『大蔵省百年史 下』大蔵省財務協会、昭和44年、147ページ。

177) 日本銀行調査局編「特別円制度の現状と招来」日本銀行調査局編『日本金融史資料 昭和編 第三十二巻』大蔵省印刷局、昭和46年、230-231ページ。東京銀行編『横浜正金銀行全史 第六巻』東洋経済新報社、昭和59年、134ページ。

178) 小林英夫、上掲『増補版「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』53-57、63ページ。なお、占領開始後関東軍は、ほどなく各官銀号を奪取し、管理のもと官銀号資金を奪取し、これを満州金融政策展開の資金としたのである。

179) 谷良平「中国占領地区における日本の貨幣金融政策（満州〈東三省〉）」上掲、金融制度研究会編『中国の金融制度』417-418ページ、小林英夫、上掲『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』232-235ページ。

為替管理法改正（日満の為替一元化、10月）、貿易統制法（12月）を公布し、なお一層為替管理の強化をはかることにしたのであった。

しかし、こうした為替関係の整備にもかかわらず、満州国においては、輸入及び為替の許可が、無策同然に放任される一方、他方では国際収支における日満一体化がないがしろにされ、まさに配慮すべき状況にあった。こうした事態のなかで、満独協定及び国際的関連事項等の処理にあたり、輸入業者と日満両当局の間に介在した正金銀行は、関係各店においてこの板挟みに合い苦しい立場に立たされた。とりわけ正金銀行新京支店は、満州国より「本邦当局と交渉するよう督促」があったが、しかし容易に対応できず、結果として正金銀行の態度を非難する業者も現れた。こうした状況にあって38年7月、「満州産業開発四ヵ年計画」の遂行上、その上に北支への資金流出に相乗されたインフレの影響を受けて満州国（日満経済協議会）は、為替強化策の一環として、為替許可手続きの一元化、為替政策の一元化方針及び日銀の外貨集中制採用をそれぞれ決定した。そして翌8月上旬、満州国は自国の外貨自給自足を建前とする日満新協定を成立させ、その国内為替銀行の外貨を中央銀行に集中し、輸入資金はこの集中外貨のなかから公平に配分することとし、これらを実施に移した。さらに10月、華北においては輸出入リンク制と外国為替基金制度が採用され、日満華一体化がすすめられることになった。しかし、この間の日本の輸出振興策は、外貨取得に繋がらない円ブロック地域に対する輸出は全く抑制され、円ブロック地域の安定や発展と調和するものではなかった。その後この問題は、翌39年3月24日、満独修好追加協定の締結を前後して、まさに一括りを迎えることとなったのである¹⁸⁰⁾。

さらに加えて9月20日、満州国政府は、為替管理法の改正、臨時資金統制法の公布につづいて、貿易統制法の制定、第三次改正関税法の公布などを整備し、さしあたり必要とする資材の輸入確保にあたる一方、他方で外国為替が仲介する外貨資金のすべてを満州中央銀行に集

中・管理させ、通貨の対外価値の維持にあたった。この間正金銀行は、貿易通貨の不足、外貨獲得量の減少などから外貨の獲得（確保）・運用・管理を迫られた満州国政府の依頼をうけて、まず同年9月、外国為替銀行の取得した外貨資金の一切をポンドに換算し、これを満州中央銀行に売却・集中せしめ、この資金をロンドン支店に開設した満州国勘定に送金する、という外貨資金の管理業務にあたることにしたのであった。

ところがヨーロッパでの戦火が始まると、イギリスは為替管理の強化をはかり、ポンドはポンド・ブロック外の通貨に対して自由なる交換性を失うこととなり（38年後半以降、ナチス・ドイツの偽ポンド紙幣乱発方針のもと）、これをうけて満州国は、9月27日に資金調達局を設置し、10月24日、満州国為替決済基準を変更し、ドル・リンクを採ることにした。そして満州国は、40年3月6日に円資金調達及び日満為替計画に基づき日満原則協定を成立させ、さらに4月9日、日円資金調整実施要綱を決定し、日本資本市場が困窮するなか軍の必要以外の日本向け送金額を制限して、満州国側の日円為替資金の獲得をもって充当することとした。この通牒をうけて正金銀行は、満州興業銀行とともに対日資金調整のスタンプ制度などを導入・実施し、とりあえず日円資金の調達・管理にあたった¹⁸¹⁾。いずれにせよ、「満州産業開発五ヵ年計画」により、重工業化政策を展開し、巨額の投資をつづけた満州国は、対華北域際収支の支払超過に苦慮し、支払債務の累積に堪え忍んできたが、7月7日の「関満貿易調整協定」により、関満一体で関内輸出調整料を取り立て、それを蓄えて輸入補助金を交付する制度を採用して、物価の高い地域への関満側輸出削減に成功した¹⁸²⁾。結局、満州国は、華北側の通貨政策と協調のもとに7月の為替管理法の改正につづいて、9月に為替集中制の変更など戦時為替政策をもって対応することを余儀なくされた。この場合、満州国の為替集中制の変更に対応して、同月、正金銀行は直ちにニューヨーク支店にドル勘定を開設し、外貨の二元的集中業務を果たす一方で、

180) 東京銀行編、上掲・第四巻、415-416、447ページ。日本銀行百年史編纂委員会編、上掲書、363ページ。大蔵省昭和財政史編集室編、上掲書、268-276ページ。朝日新聞社経済部編『再編成過程の日本経済—朝日経済年史 特号昭和十四年版—』朝日新聞社、昭和14年、242-244、248ページ。

181) 東京銀行編、上掲・第四巻、345ページ。

182) 柴田善雅、上掲書、111-114ページ。

その後の満州国の対外価値基準のドル・リンクの変更の際にも、すばやくこれに応じることとしたのである¹⁸³⁾。

なおこれに加えて、41年4月1日に満州国政府は、外国為替管理法を改正し、「対支為替資金集中要綱」を採用して、満関を一体とした対中国為替（華北・華中・蒙疆）の満州中央銀行集中制を実施して買為替の範囲内で売為替の調整を行うなど国際収支の改善をはかるとともに、関内との物資移出入の必要から対外為替取引は普通円、円系通貨、軍票で決済し、とりわけ対華収支を平均に維持することにしたのであった¹⁸⁴⁾。

ともかく満州国は、日本の経済統制化に呼応して、貿易統制令の公布、為替管理規制の改正により、満関貿易為替の一元化し、さらに日満両国の為替貿易の統制を一層強化した。正金銀行は、こうした経済統制がすすめられるなかで、満中銀券為替及び普通円為替さらに特別円制度（双務的・多角的為替決済）の運用などの業務にあたったのである。

3 中国本部における通貨戦と横浜正金銀行の対外業務

1) 華北「占領地」通貨戦と横浜正金銀行の対外業務

華北において、日本は円系通貨によって法幣及び解放区通貨を駆逐し、幣制統一に着手すると同時に、外貨交換性の獲得をはかり、通貨戦を展開した。正金銀行は、この通貨戦に対応すると同時に中国聯合準備銀行の資金調達、貿易調整資金、円系通貨拡大・促進、海関保管、特別円制度の運用・決済などの業務にあたったのである。

すなわち37年7月、日本は、日中戦争の短期決戦（構想）のもとに、華北においては朝鮮銀行券につづいて河北省銀行券を発行し、その流通拡大をはかったものの、いずれの円系通貨工作も成果が得られず失敗に終わった。しかし日本としては、堅調な法幣の流通に打撃を与えて、

その価値を低落せしめ、中国側の経済的抵抗力を弱める必要があった。そこで新たに蒙疆銀行券及び中国聯合銀行券をもって通貨工作进行することにしたのである。

まず、蒙疆地域においては、11月22日に関東軍が蒙疆連合委員会を樹立させ、通貨・金融工作进行を始め、翌12月1日、満州形式の経済統制の施行を基礎として蒙疆銀行を設立させた。同行は蒙疆券を発行し（満州円とパー）、関東軍はこの蒙疆券をもって軍事資金をことごとく充当することにした。この際、正金銀行は満州中央銀行、朝鮮銀行、住友銀行などとともに蒙疆銀行とコレス契約を締結し、国幣・日本円と等価で為替取引を行うこととした¹⁸⁵⁾。そして華北の占領及び独立工作が進展するなかで、中華民国臨時政府は38年3月、新たに中国聯合準備銀行を創立し¹⁸⁶⁾、これに日本国内外に通用力をもつ中国聯合準備銀行券（聯銀券、元円パー）を発行させ、この聯銀券を法貨として、円と等価で流通させたのである。

こうした状況のなかで、日本は、この聯銀券によって占領地区（及び占領線内の匪区地帯）から法幣及び解放区貨幣を駆逐し、その上に聯銀券をもって上海外国為替市場での法幣価値を下落させ、南京政府の財政収入・外貨獲得に圧迫を加え、同地区を円系通貨圏に包摂することによって、物資取得が円滑にすすめられる政策を実施することとした。しかし、日本軍の占領地域は、いわゆる点と線に留まり、一方農村を中心とする広大な面積を領する匪区地帯の経済は、従来どおり法幣の流通下にあった。かくして華北における通貨戦は、聯銀券をいかにして貿易通貨として育成・機能させるか、ということであった。この間正金銀行は、中国聯合準備銀行の開業にあたって満州中央銀行、朝鮮銀行とともに、正貨を有しない中国聯合準備銀行に対応し、保有銀を売却し、正貨準備に協力することにしたのである。

しかしながら、南京政府は、同年3月には「購買外匯請核弁法」を公布し、占領地区後方の上海、香港（金融中心地）と連繋して、法幣価値の維持に努めた。また、

183) 満州国史編纂刊行会編『満州国史 各論』第一法規出版、昭和46年、49-51ページ。満州中央銀行編『満州中央銀行十年史』同、1942年、157ページ。

184) 日本銀行調査局編『図録 日本の貨幣 第10巻』東洋経済新報社、昭和49年、240、283-284ページ。

185) 日本銀行調査局編、上掲・『図録 日本の貨幣 第10巻』235ページ。桑野仁、上掲書、31ページ。

186) 中国聯合準備銀行の設立にあたっての資本金は、5000万円であったが、これを臨時政府と民間銀行8行（中国・交通・河北省・金城・大陸・塩業・中南・冀東の各銀行）で折半して出資することとなり、この場合、臨時政府の出資分は、日本側銀行団（正金銀行・朝鮮銀行・日本興業銀行）と同政府の借款契約に基づき、この借入金をもってこれにあてることとした（中国聯合準備銀行顧問室編『中国聯合準備銀行五十年史』中国聯合準備銀行、1944年、25ページ）。

南京政府は保有外貨が日本側に奪われる不安のなか、為替管理の統制・強化をもってこれに対抗した。しかし、3月14日上海において聯銀券及び法幣の対外価値が、8ペンス台に低落したことを契機に、円元パー政策を利用して利鞘を稼ぐ現象が惹起された。すなわち、それは上海の安い法幣を華北へ持ち込み、それを等価で聯銀券に交換し、その聯銀券を朝鮮銀行券に換えて華中に持ち帰り、そこで日銀券を仲介して安い法幣を購入するという仕法であった。これを受けて臨時政府は、華中への朝鮮銀行券の流入が上海の円相場を下落させる原因であったことから、法幣の華北への持ち込みを禁止すると同時に、法幣の価値引き下げを実施した。なお、この間正金銀行は、5月3日に天津、秦皇島、その後青島、芝罘、龍口、威海衛において海関の税収保管業務を開始したが、その上に日英関税協定の調印により、新たに関税保管銀行となり、各支店でこれらの業務を果たすことになったのである¹⁸⁷⁾。

それで、こうした問題に加えてインフレが加速し、軍費調達に苦慮した日本は、聯銀券の円を対価とする無制限供給を行う、いわゆる「預け合制度」に基づいて資金調達を行うこととした。まず6月16日、朝鮮銀行が中聯銀との間に「預け合契約」(第1次)を結び、この連銀券調達の仕組みを通して軍事支弁等軍需資金の調達をはかることとなった。つづいて7月15日、正金銀行と中聯銀間に「預け合契約」が締結され、主に華北開発資金、貿易調整資金等の調達に充てられることになった。また聯銀券の発行準備にあたって、その実体が日本円による「預け合契約」に基づいた軍費、対日収支決済資金、開発資金など聯銀券の無制限供給というところにあったから、正金銀行はこれに協力すると同時に、現地貸出資金も無制限に応ずることとした¹⁸⁸⁾。かくして、日本側は、「預け合制度」に基づき、聯銀券の流通拡大、その価値維持をすすめる一方、他方で円系通貨の外貨交換性を確保するために法幣の駆逐、輸出為替集中制など、法幣通貨闘争を展開していた¹⁸⁹⁾。いずれにしても日本側は、こ

の制度を利用してそれぞれの資金を調達し、華北の軍事的・経済的対策に充てることとした。これに加えて9月13日には、北支那方面軍が華北の貨幣統一、金融政策の実行などを含む軍通牒を發布し、これにしたがって華北における軍費支払通貨が聯銀券に統一されることになった。しかし、法幣は、依然として外貨交換性を保有し、貿易通貨としての機能を独占していたため、つまるところ、法幣の回収も怯み進展しなかった。そこで日本側は外貨を集中し、聯銀券に外貨交換性を付与するため、10月に第三国貿易に対する外国為替基金制度と輸出入リンク制度を実施することにした¹⁹⁰⁾。その運用にあたった正金銀行は、中聯銀所有の外貨の一部を回転基金として利用し、リンク制輸出入貿易から外貨を獲得しようとしたのであったが、この場合、外銀・外商の圧力のもとに実現するまでにはいたらなかったのである¹⁹¹⁾。

しかるに英仏租界では、聯銀券とパーで法幣が受け入れられ、為替決済においても、法幣が使用された。そのため蓄蔵法幣を、租界内に持ち込むものが止まらなかったため、日本はそれを防ぎ止めるため、39年3月1日に「金融攪乱暫行処罰法」及び「旧通貨禁止警察取締法」を公布し、ここに日中間の通貨戦が激しく展開されていた。一方法幣は、天津の外国租界において華中南及び外国通貨とリンクし、強固な内外通貨性を兼ね備えるとともに、他方、華北の第三国貿易にあたっても聯銀券を法幣に交換してのみ行われるという情況にあった。したがって貿易通貨としての聯銀券の工作は、この法幣に換わるべき聯銀券の外貨交換性をとりあえず獲得することから開始されねばならなかった。ともかく日本は、3月12日に華北重要輸出品12品目に関する輸移出為替の聯銀集中制を実施することにした。しかし、このような聯銀券工作は、日本軍の支配が及ぶ都市と鉄道沿線地域内に限定されていたことから、さらに加えて臨時政府は農村部(非区地帯)、租界において積極的に法幣駆逐工作をすすめることとした。まず農村部においては、聯銀券が十分に浸透せず、内外通貨性を併せ持つ法幣建が使われ

187) 東京銀行編、上掲・第四巻、458ページ。

188) 日本銀行調査局編、上掲・『図録 日本の貨幣 第10巻』222ページ。閉鎖機関整理委員会編『閉鎖期間との特殊清算』在外活動関係閉鎖機関特殊清算事務所、1929年、224-225ページ。

189) 桑野仁、上掲書、26-27ページ。

190) 島崎久彌、上掲『円の侵略史』174-175ページ。

191) 東京銀行編、上掲・第四巻、566ページ。

ており、それが天津租界を經由して華中南、外国通貨と連結していた。そこで同月、臨時政府は「旧通貨整理弁法処理要綱」を決定し、聯銀券流通工作を強力にすすめた結果、一定の地域において法幣の駆逐、聯銀券の流通拡大が促進されることになった。しかしこうした聯銀券通貨工作は、聯銀券の都市への還流と法幣の都市滞留に帰結し、とどのつまり、農村地帯への浸透はたいそう困難を極めざるを得なかったのである¹⁹²⁾。

また、法幣が支配する天津英仏租界においては、法幣が外貨交換性を保有してただけでなく、匯申（上海向法幣相場）を通じて、上海の自由為替市場における第三国通貨とリンクすることによって、完全な貿易通貨として機能を果していたことから聯銀券の価値維持、流通拡大工作は容易なことではなかった。華北においては、外国租界を中継する資本逃避に加え、傀儡政権の行政権能がことごとく及ばない膨大な陸地に繋がりがつづいてきたために、陸地を結びつける交易の統制は、ことさら困難を極めた¹⁹³⁾。こうした情況なかで日本は、3月末、法幣の全面流通・使用禁止、円系通貨の華北流通分の回収にあたる一方、唯一聯銀券の使用奨励などを実施することにしてきた。しかし、これらの対法幣通貨工作は、英仏の抵抗にあい、日本は6月14日、ついに天津英仏租界封鎖を断行し、聯銀券通貨工作の強化をはかることとしたが、これが逆に英・米・仏勢力の強い法幣経済と華北との連携を甚だ狭めることになった。こうした通貨工作に対して、英・米・仏諸強国に資金援助を受けた重慶政府は、いわゆる中国の門戸開放・機会均等の原則違反の抗議につづいて、天津英仏租界における聯銀券受け入れ拒否と全取引の法幣化、さらに農村未占領地区の法幣における天津英仏租界中継による世界経済との連結などの対抗的措置を講じた。その結果、貿易通貨の聯銀券工作にあっても、日本軍の支配が点と線に留まるかぎり、面地帯（農村）の掌握には限りがあり、その上に天津英仏両租界の聯銀券忌避政策（＝法幣支持政策）もあって貿易

通貨としての一元化は、結局、願うべくもなかったのである¹⁹⁴⁾。

こうした情勢のもと、7月に日本は、中聯銀の為替集中制をすべて輸移出品に適用することにしたが、つまるところ期待されたほどの成果は得られず、華北貿易における法幣建て決済を消し去ることはできなかった。それどころか、こうした貿易・為替統制及び租界の封鎖措置をとった華北の円ブロックへの強行的編入は、従来の華北と華中南間の国内物資移動を為替決済による外国貿易へと変え物資移動を規制する一方、他方で外国銀行の為替制限に対する反抗から英米との経済的政治的対立をも醸し出していった¹⁹⁵⁾。なお、華北における為替集中制は、当初、英米貨であったが、39年9月から米ドルのみとなり、同貨の基準取引が行われていた。もとより華北の為替取引では、華中がかなりの比率を占めていたが、この取引には、米ドル建取引、軍票為替取引及び匯申取引（聯銀券と法幣との直接取引）などがあった¹⁹⁶⁾。しかし、この事件（天津英仏租界封鎖）を契機に、英・米・仏との外交関係は大層悪化し、イギリスの極東政策の転換、アメリカの日米通商条約の破棄通告（7月）、さらにアメリカの輸出許可制（石油、屑鉄など）を惹起させ、中国をめぐる東アジア情勢は、一層逼迫するにいたった。こうして日本は、華北において、いかにしても聯銀券による貿易通貨工作、すなわち外貨交換性を現実化するにいたらなかった¹⁹⁷⁾。この間、日本軍の占領地拡大に沿って正金銀行は、7月に済南に出張所を開設し、経済活動及び円系通貨の進展・拡大に努めることにしたのである。

さて、欧州大戦の勃発後、法幣はこれまで天津の租界内部（及び農村部）で一般的通貨であったが、その上に重慶政府は、「鞏固金融弁法要綱」、「戦時健全中央金融機構弁法要綱」を公布し、法幣発行及びその準備内容に変更を加え、法幣価値の維持をはかり、さらに解放区を中心とした通貨金融政策の展開が加わって聯銀券は大きな打撃をうける一方¹⁹⁸⁾、「関満支向輸出調整令」実施とい

192) 東亜研究所編『支那占領地経済の発展』同、昭和19年、485ページ。

193) 島崎久彌、上掲『円の侵略史』176ページ。

194) 東亜研究所編、上掲書、486-494ページ。古屋哲夫編『日中戦争史研究』吉川 弘文館、昭和59年、253-257ページ。

195) 西川博史、上掲論稿、81-83ページ。

196) 大蔵省昭和財政史編集室編、上掲書、461-462ページ。

197) 日本銀行調査局編、上掲『図録 日本の貨幣 第10巻』227-229ページ。古屋哲夫編、上掲書、253ページ。

198) 通貨金融政策は、法幣を基盤とした辺区中央銀行券により、円系通貨の回収と使用禁止を行うと同時に日系通貨による幣制統一に対抗する一方、他方で法幣を基盤とした辺区銀行券による逆幣制統一及び辺区内外の物資移動に厳重な制限を実施し、辺

う一連の事態は、侵略戦争の拡大にともなう聯銀券の乱発と重なり、インフレの進行を著しく加速度化させた。しかし聯銀券自体、占領地（点と線）における限定的通貨であるとともに増発機構（インフレ）を併せ持つものであったことなどから、既存物資流通機構の排除をすすめる間もなく、聯銀券による幣制統一は不成功に終わらざるを得なかった。事実、戦争経済を運営する通貨戦の行きつくところは、物資争奪戦（食糧）であり、またその敗北でもあった¹⁹⁹⁾。いずれにせよ日本軍の占領地においては、39年9月には満中銀券の受入停止、そして翌40年5月には円系通貨の受払い制限につづいて聯銀券以外の通貨使用をすべて禁止するなどの工作をもって法幣及び、辺区券と三つ巴の通貨戦を展開することとなった。さらに加えて、翌6月、中聯銀は無為替輸入許可制の導入などの対策を継起的に打ち出し、これをもって為替及び貿易管理を実施して為替取引を集中させた結果、同行の外貨保有が増加し、外貨交換性を得た聯銀券はとにかく強化されることになった。また同じ頃、蒙疆地方に発生した円資金調達問題にあたって、既に前年の11月、張家口に出張所を開設していた正金銀行は、大蔵省の首導のもとに興業銀行、朝鮮銀行との3銀行団を結成し、融資契約（1500万円）を成立させ、これによってともかくこの問題を解決させるにいたったのであった²⁰⁰⁾。

しかし一方の重慶政府は、40年8月には「非常時期管理銀行暫行弁法」を公布し、民間銀行に対する統制を強化すると同時に、この時期の金融政策の要点として、これまでの法幣擁護政策から、地方金融機関の支配・強化方針に換え、それをもとに奥地経済開発資金をやり繰りすることとした²⁰¹⁾。そして、41年1月7日に「皖南事変」が発生し、これを契機に国共両党は関係を悪化させ、結局、辺区政府は辺区銀行及び貿易機関の法幣受入をことごとく禁止することにした。ここに辺幣の本位貨幣としての地位が定着し、結果として辺幣による統一市場が出現することとなった。これによって辺区内部の経済的関

係はこれまでより一段と強化され域内市場も拡大したが、しかし辺区市場においては、辺幣と聯銀券の直接交換による物資争奪戦は、なお激しさを増幅させるにいたったのであった²⁰²⁾。

それで、米英諸国の対日資産凍結実施が確実となった3月、中聯銀は保有外貨を日本政府に譲渡すると同時に、その担保として正金銀行に特別円預金勘定を設定することとなった。そして資金の凍結が実施されるまで、中聯銀と為替銀行との間における外貨建の取引は円に換算され、その上に特別円勘定を通じて決済が行われた²⁰³⁾。しかし各通貨の名目的価値を切り下げることが軍事的・政治的理由から拒否されたので、その対策として、通貨価値の基準には触れず、遠回しに調整する方法が採られ、特別円制度はそのために用いられたが、しかし聯銀券の流通は、同年半ばにあっても、華北の占領地において中国民衆と資本の抵抗のなかで支持を得られず、対日物資輸出入の制限、通貨価値の維持さえも容易にならなかった²⁰⁴⁾。それは、まず華北の対第三国貿易及び華中南貿易において中聯銀の為替集中制を背景にして使用され、ほどなく華中からの対日輸出に利用された。しかるに米ドル・ポンド決済ができなくなった対日資産凍結実施後には、米英以外の第三国（主に東アジア諸国）の通貨と聯銀券との間には為替相場がたたず、その間の連結する通貨が欠くことができなかった。それゆえ、華北当局は関係海関布告を改正し、米ドルから特別円への基準通貨の変更を実施した²⁰⁵⁾。この場合、いわゆる「華北特別円」が華北・華中間の支払いに採用され、したがって第三国通貨の為替取引はすべて特別円為替に移行したのである。かくして、英米蘭の日本資産の凍結を契機に国際情勢が逼迫の度を増すなか、華北政務委員会（通貨当局）は、この対抗措置として当該国人との取引を取締り、これに加えてその資金凍結をはかった。さらに第三国貿易決済通貨としての機能を喪失した米ドルに代わり、いわゆる特別円（計算上の通貨）を為替集中の基準通貨とするこ

区の貿易管理統制の強化等を中心に行われた。

199) 桑野仁、上掲書、38-39ページ。小林英夫、上掲『大東亜共栄圏』の形成と崩壊』165-166ページ。

200) 東京銀行編、上掲・第四巻、652ページ。島崎久彌、上掲『円の侵略史』154-156ページ。

201) 小林英夫、上掲論稿「日中戦争史論」80-83ページ。

202) 西川博史、上掲論稿、90-93ページ。

203) 島崎久彌、上掲『円の侵略史』177-178ページ。

204) 島崎久彌、上掲『円の侵略史』184ページ。

205) 大蔵省昭和財政史編集室編、上掲書、465-466ページ。

ととした²⁰⁶⁾。しかし資金凍結以後、米ドル基準取引が特別円取引に受け継がれてからも、なおこれらの両取引が併存して行なわれた。また華北の対第三国貿易(対仏印・タイ等)はことごとく特別円で行われ、対日満為替取引は普通の円為替(調整科制度)で行われた。いずれにせよ、中聯銀の指定する外貨(ピアストル、パーツ等)を円に値踏みして特別円勘定で受払いされたが、その後これらの為替はすべて特別円建に改められ、直ちに特別円

の為替が集中されることになったのである²⁰⁷⁾。

ともあれ、ドル貨が華北における第三国貿易決済通貨としての機能を失ったのにもなって、華北政務委員会は、「為替管理規則」による為替許可制を採り、華北の為替集中制においては特別円を価値基準とすることを決定した。これにしたがって、正金銀行は、中聯銀の関わる華北の第三国貿易、華中・華南交易の為替等を特別円預金勘定において運用・決済することにしたのであった。

206) 日本銀行調査局編、上掲『図録 日本の貨幣 第10巻』229、259ページ。

207) 大蔵省昭和財政史編集室編、上掲書、461-462、465-466ページ。